基本方金 基本姿勢		まちのイメージ	担当所管 (部_室課)	分野別計画等	趣旨•目的	計画期間(年度)
認め合う平和なまち さまざまな文化を 一人ひとりの人権と		I-3 DV被害や女性に対する暴力がない男女共 同参画社会になっています	人権文化部 男女共同参画室 男女共同参画 センター	第2次すいた男女共同参画 プラン	男女共同参画社会基本法及び条例に基づき、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画 的に推進するために策定する。	H20~H24 H25~第3次予定
	→	I -4 多彩な文化が身近に感じられるまちになって います I -5 国や地域の人の交流が育まれています	人権文化部 文化のまちづくり室	吹田市文化振興基本計画	文化振興基本条例に基づき、今後の文化振興に関す る施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定 する。	H21~H32 ※期間中必要に 応じて見直し
■ 誰もが住	→	Ⅱ-1 高齢者が健やかに安心安全に暮らしていま す	福祉保健部 高齢福祉室 (高齢政策課)	第5期吹田市高齢者保健福 祉計画·介護保険事業計画	老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する計画として策定する。	H24~H26 H27~第6期予定
		Ⅱ-2 障がい者が地域で安心して生活し、様々な分 野の活動に参加しています	福祉保健部	第3期吹田市障がい者計画	障害者基本法に基づき、障がい者の状況等を踏まえた、障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定する。	H23~H27 H28~第4期予定
み慣れ			障がい福祉室	第3期吹田市障がい福祉計画	障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービス、 相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保 に関する計画として策定する。	H24~H26 H27~第4期予定
して暮らせる福祉のまちた地域で支え合い健康で		Ⅱ −3 住み慣れた地域でともに支え合いながら暮ら しています	福祉保健部 地域福祉室 (福祉総務課)	第2次吹田市地域福祉計画	社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を目的に、 サービスの利用促進、サービス基盤整備、地域福祉 活動への住民参加の促進に関する事項を一体的に定 める計画として策定する。	H23~H27 H28~第3次予定
	-	Ⅱ −4 生涯にわたって心身ともに健康に暮らしてい ます		健康すいた21 改訂版	健康増進法に基づき、市民の健康の増進の推進に関する施策についての計画として策定する。	H22~H27 H28~次期予定
			福祉保健部 保健センター	かロホ会会操作主面 計画に基づく市町村食育推進計画として、食に対	国の食育推進基本計画及び府の都道府県食育推進 計画に基づく市町村食育推進計画として、食に対する 意識の向上や食生活の改善により市民の健康の保 持・増進を図ることを目的に策定する。	H22~H26 ※H25に次期策定 するかどうかを検討

基本方針基本姿勢		まちのイメージ	担当所管 (部_室課)	分野別計画等	趣旨•目的	計画期間(年度)
拓く人づくりを進めるまち エーともにつながり未来を	 →	Ⅲ-1 安心して子育てができています Ⅲ-2 配慮が必要な子どもや親が必要な支援を受けることが できています	こども部 子育て支援室	吹田市次世代育成支援行 動計画(後期計画)	次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援対策の実施に関する計画。	H22~H26 H27~次期予定
	→	Ⅲ-3 学校・家庭・地域のつながりの中で、子どもた ちが自らの学びを高め、成長しています	教育総務部 教育政策室	わが都市(まち)すいたの教 育ビジョン	地方教育の主体的な担い手として、実情にあった教育 施策を効果的に実施していくために、教育の方向性を 示したもので、「基本理念」「基本目標」「基本方向」 「施策」によって構成されている。	H22〜H31 H32〜次期予定 ※H26までに必要 な見直し
	→	Ⅲ-5 「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」生涯を 通じて、主体的に学べています	地域教育部 生涯学習推進室 (生涯学習課)	第2次吹田市生涯学習推進 計画	生涯学習に関する施策を総合的・計画的に推進す る。	H18〜終期設定なし H25までに見直 し検討中
Ⅳ 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち	→	IV−1~4 1 限りあるエネルギーを大切に使う意識が 定着しています 2 資源を大切にする社会システムが形成	環境部 環境政策室	吹田市第2次環境基本計画	環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の 保全及び創造に関する基本的な計画を策定する。	H21~H30 H25見直し
		2 員体を入りにする社会システムが7000 されています 3 健康で快適なくらしを支える環境が保た れています 4 環境教育・環境学習の機会が充実しています	環境部 環境政策室	アジェンダ21すいた	効率よくエネルギーや資源を利用し、環境負荷をできるだけ少なくして、豊かに暮らし続けることができる持続可能な社会を実現するため、市民・事業者・行政が協働して、実践する計画として策定する。	H17~H26 ※H27~必要に応 じて見直し更新
		IV-1・2 限りあるエネルギーを大切に使う意識が定着して います	環境部 環境政策室	吹田市地球温暖化対策 新実行計画	「市域及び市民1人あたりの温室効果ガス排出量を、 平成32年度(2020年度)までに平成2年度(1990年度) 比25%以上削減する」という中期目標を掲げている。こ の目標の達成に向け、具体的なアクションプランとして 策定する。	H23~H32 H27見直し予定
		IV-1 限りあるエネルギーを大切に使う意識が定着して います	環境部 環境政策室	吹田市新エネルギー・省エ ネルギービジョン	本ビジョンは、エネルギーを適正に利用できる低炭素社会への転換をめざし、市民、事業者、行政が一丸となって新エネルギー活用及び省エネルギー推進を図るため、吹田市第2次環境基本計画の重点プロジェクトの一つとして策定する。	H22~H32 吹田市地球温暖化 対策新実行計画に 包含
		IV - 2 資源を大切にする社会システムが形成されていま す	環境部 環境政策室	吹田市一般廃棄物処理 基本計画 改訂版	計画的に循環型社会を構築していくため、本市のごみ の減量や適正処理の基本方向・基本施策を定めた計 画として策定する。	H24~H32 H28見直し
	 	Ⅳ-2 資源を大切にする社会システムが形成されていま す	環境部 環境政策室	吹田市エコオフィスプラン (第5.1版)	市が市内における一大消費活動を展開する事業者として、温室効果ガス排出抑制のための措置など、環境保全に向けた取組を自ら実施することにより、地球温暖化対策の推進と市民・事業者の環境保全活動の促進を図るために策定する。	H23~H32 ※期間中必要に応 じて見直し

基本方針 基本姿勢		まちのイメージ	担当所管 (部_室課)	分野別計画等	趣旨・目的	計画期間(年度)
V 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち	▼ V - 1 暮らし でいま	や都市活動を支える都市基盤整備が進ん	都市整備部 都市整備室	吹田市都市計画マスタープ ラン	都市計画法に基づき、「総合計画」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画に関する基本的な方針として策定する。	H16~概ね20年先 H26見直し
		2 あふれる美しいまちなみと良好な住環境が されています	都市整備部 都市整備室	吹田市景観まちづくり計画	景観まちづくり条例に基づき、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定する。	H19〜H32 ※必要に応じて見 直し
	▼ V - 3 住みが	3 たいまちに選ばれる安心で良質な住まいづ 進んでいます	都市整備部 住宅政策室	吹田市公営住宅等長寿命 化計画	中長期的にストックの有効活用の方針を定めるために、計画を策定する。	H23~H32 H27見直し予定
	▼ V - 3 住みが	3 たいまちに選ばれる安心で良質な住まいづ 進んでいます	都市整備部 住宅政策室	吹田市住宅マスタープラン	住宅政策の分野での基本計画であり、この計画に基づき総合的な住宅政策を推進する。	H18~H27 H24見直し
	<mark>▼ V − 3</mark> 住みが	3 たいまちに選ばれる安心で良質な住まいづ 進んでいます	都市整備部 開発審査室	吹田市耐震改修促進計画	住宅・建築物の耐震性を向上させることで、地震時の 建物倒壊による被害を少なくするための計画。	H19∼H27
	V −4 みどり います	- のが保全・創出・活用され、市民に親しまれて	道路公園部 道路公園企画室 道路公園整備室 道路公園管理室	吹田市第2次みどりの基本計 画	都市緑地法に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市域内における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。	H23∼H37
	→ V — 5 自動I でいる	車に過度に依存しない交通環境整備が進ん	道路公園部 道路公園企画室	吹田市地域公共交通総合 連携計画	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に 基づき、吹田市における公共交通の利便性向上、効 率的・効果的な交通サービスの提供を目的とし、計画 を策定する。	H22∼H24
	→→ V – 7 安定に	7 した安心安全の水道が利用できています	水道部 経営室	すいすいビジョン2020 ~吹田の水標	水需要が減少する中で更新時代にふさわしい地域水 道ビジョンとして、中期経営計画の方向を発展させた もの。	H22∼H32
	→ V – 7 安定し	7 した安心安全の水道が利用できています	水道部 経営室	すいすいビジョン2020 〜吹田の水標 第1期アクションプラン	「すいすいビジョン」を推進するため、4年間で取り組む 方針・施策・事業の内容や計画スケジュール、さらに 管理指標や財政推計を具体的に示したもの。	H22~H25 H26第2期予定

基本方針 基本姿勢		まちのイメージ	担当所管 (部_室課)	分野別計画等	趣旨•目的	計画期間(年度)
W支えあいと備え	→	VI-1~3 防災への備えをはじめ危機管理体制が確立しています 犯罪が少なく安全で安心して過ごしています 備えと予防ができており火事が減っている	総務部 危機管理室	安心安全の都市(まち)づく り推進計画	行政、各種団体、企業、市民が一体となって、安心安全の都市(まち)づくりを進めていくための骨子であり、この計画をもとに具体的な施策や取組を進める。	H22~終期設定な し
	→	VI-1・3 防災への備えをはじめ危機管理体制が確立して います 備えと予防ができており火事が減っている	総務部 危機管理室	吹田市地域防災計画 修正版	災害対策基本法などに基づき、地域防災に関し、各機関が処理すべき事務・業務の大綱を定め、防災活動の総合的・計画的な推進を図るため策定する。	H24~終期設定な し ※必要に応じて
		VI-1 防災への備えをはじめ危機管理体制が確立して います	総務部 危機管理室	吹田市国民保護計画	吹田市域において、武力攻撃等から住民等の生命・ 身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼ す影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の 救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等 を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とす る。	H20~終期設定な し
	→	VI-1 防災への備えをはじめ危機管理体制が確立して います	総務部 危機管理室	吹田市新型インフルエンザ 対策行動計画	新型インフルエンザの感染力や影響について、一定の想定をした上で、行政としての対策だけでなく、企業や市民一人ひとりに対して、どのように感染を予防し、また、新型インフルエンザが発生したときの診療態勢や行動制限などについて知っていただき、慌てずに行動することによって、被害を最小限に抑えることを目的に策定したもの。	H20~ H24改訂
VII 人が集	→	VII−1 元気な企業が集積しています	まち産業活性部 地域経済振興室	吹田市観光ビジョン	地域の活性化を図るための観光を目指し、その特性を 生かした「市民の市民による市民のための観光」を実 現するため吹田市における観光施策の今後の方向性 を示すものとして、制定する。	H23~終期設定なし ※必要に応じて 見直し
ふれるまち 都 市魅	→	Ⅵ − 1 元気な企業が集積しています Ⅵ − 2 いきいきと働きがいをもって就労できる環境が 整っています	まち産業活性部 地域経済振興室	吹田市新商工振興ビジョン	本市の商工業を取り巻く環境を踏まえ、地方分権社会において、市民、商工業者及び行政が協働して推進する「まちづくり」のため、本市の商工業のめざすべき方向を示す。	H18〜H27 ※必要に応じて 見直し
Ⅱ 持の続	→	Ⅱ −1 安定した行財政運営を進めます。	行政経営部 企画政策室	第2期財政健全化計画(案) 前期計画	地方自治体として、自己決定・自己責任のもと、行財 政運営の礎となる「健全な財政基盤」を確立するため、 計画を策定する。	H22~H26 H27~後期予定
た可 め能 のな	→	II-3 良好な施設機能の安定的な提供とインフラの維 特保全を計画的に行います。	行政経営部 資産経営室	(仮称)吹田市公共施設最 適化計画等	公共施設の保全や整備、施設数及び質の見直しな ど、公共施設最適化を進めるための方針及び個別計 画を策定する。	H25∼H26
確立しますまちづくり	→	II -4 利便性の向上が図られたサービスを提供します	行政経営部 情報政策室	吹田市第2期情報化推進計 画	本市が第3次総合計画にて掲げる基本構想を具体化するための情報化推進について方針・計画を策定する。	H21~H25 H25~第3期予定
	→	II -4 利便性の向上が図られたサービスを提供します	行政経営部 情報政策室	吹田市第2期情報化推進計 画アクションプラン	第2期情報化推進計画にて掲げる基本方針に基づく 施策・事業群を実施していくため、計画を策定する。	H21~H25 H22~毎年見直し